明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○保安林の指定を解除する件（農林水産一七二〇～一七二六）　一
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一七二七～一七三六）　二
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（同一七三七）　三
○平成三十年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（同一七三八）　四
○肥料を登録した件（同一七三九）　四
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通一〇二三）　五
○航路標識に関する件（海上保安庁四六、四七）　六
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　内閣法制局　岩手県　栃木県　埼玉県　新潟県　岐阜県　愛知県　大阪府　香川県　愛媛県　福岡県　仙台市　川崎市　静岡市　堺市　広島市　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（岐阜労働局最低賃金公示二、徳島同四）　八
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　八
〔地方自治事項〕　九
〔公告〕
諸事項
官庁
公証人法第十三条ノ二に規定する公証人の選考関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　九
特殊法人等
厚生年金基金変更、企業年金基金変更関係　九
会社その他　九

告示

○農林水産省告示第千七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県気仙沼市唐桑町西舞根二二〇の三・本吉郡南三陸町歌津字館浜一五八の一・一五九の三・一五九の五（以上四筆国有林）、石巻市雄勝町雄勝字下雄勝二の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県本吉郡南三陸町戸倉字沖田六五の六・六五の七（以上二筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　潮害の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

三(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県気仙沼市駒形二八の二・高井二六八の四・唐桑町西舞根一六八の五・一九七の四・二二〇の三・本吉郡南三陸町戸倉字小涼五の三・歌津字館浜一五八の一・一五九の三・一五九の五（以上九筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　魚つき

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

四(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県塩竈市浦戸野々島字丑太郎一の二・字家上二一　三〇の三・字馬越八の二一から二三まで（以上五筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　名所又は旧跡の風致の保存

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字陸上字笹原一五三三の一・字滝谷一五五七の四から一五五七の六まで（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県大野市下山八二字岩屋ケ平一の二二・一の二三・二の八（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府八幡市橋本東山本四六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅